

(資料2)

令和6年第3回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料2 －

令和6年8月30日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課	3
報告第10号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	清掃センター	4

報告第9号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和6年7月3日午後3時10分頃、鴨川市北小町1444番5において、職員が公用車を方向転換のため後進させた際、相手方所有のブロック塀に接触させ、同ブロック塀が損傷したものの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 ブロック塀損傷 33,000円

（4）過失割合 市100%

（5）損害賠償額 33,000円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金33,000円をもって和解する。

3 専決処分日

令和6年8月16日

報告第 10 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1） 事故の概要

令和 6 年 5 月 13 日午前 9 時 5 分頃、鴨川市東江見 430 番 2 において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）がごみ投入口の扉を開けた状態で相手方の家屋の通路を走行中、当該通路の天井に接触し、当該天井のタイル等を損傷させたもの。

（2） 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3） 損害額 建物損傷 136,400 円

（4） 過失割合 市 100%

（5） 損害賠償額 136,400 円

（6） 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 136,400 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 6 年 8 月 19 日